

潟上市自治基本条例100人委員会設置要綱

平成23年7月7日

告示第79号

(設置)

第1条 潟上市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）の策定において、広く市民の意見を聴き、意見等を反映させるため、潟上市自治基本条例100人委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、自治基本条例素案について各種意見を提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、100人程度をもって組織する。

2 委員は、潟上市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長3人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて部会等を設置することができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。